

千葉市立学校授業料口座振替

及び自動払込収納事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定に基づき、千葉市立高等学校及び千葉市立中等教育学校の後期課程（以下「市立高等学校等」という。）の授業料を口座振替及び自動払込（以下「口座振替」という。）により収納をする場合の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 授業料口座振替について、データ伝送による処理が可能な指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で、口座振替による授業料収納事務を取扱う金融機関をいう。ただし、収納代理金融機関（ただし、株式会社ゆうちょ銀行に限る。以下同じ。）は、千葉県内に限る。
- (2) 取扱店 取扱金融機関の店舗をいう。

(対象者)

第3条 口座振替対象者は、市立高等学校等に在学する生徒で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項各号に該当する者を対象とする。

(口座振替の方法)

第4条 口座振替の方法は、市長と取扱金融機関との間における電子計算機等の通信回線を利用したデータ伝送（以下「データ伝送」という。）による方法とする。

2 データ伝送の仕様及び記録内容については、市長と指定金融機関が協議のうえ定めるものとする。

(対象納入義務者)

第5条 口座振替により納入できる納入義務者（第3条に規定する対象者の保護者をいう。以下同じ）は取扱店に預金口座を設けている者で、当該取扱金融機関の承諾を得た者とする。

(対象預金口座)

第6条 口座振替の対象預金口座は、授業料を口座振替するための取扱金融機関に有する普通預金口座または当座預金口座のうち1口座とする。

2 口座振替の対象預金口座名義は、納入義務者名義とする。

(申込手続き)

第7条 口座振替による納付を希望する納入義務者は、千葉市立高等学校等授業料銀行口座振替依頼書・自動払込利用申込書(様式第1号)・(様式第1号-2)・(様式第1号-3)を取扱金融機関に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の届出を承認したときは、千葉市立高等学校等授業料銀行口座振替依頼書・自動払込利用申込書(様式第1号-3)を納入義務者に交付するとともに千葉市立高等学校等授業料銀行口座振替届出書・自動払込受付通知書(様式第1号-2)を市長に交付するものとする。

3 口座振替により納付している納入義務者(以下「口座振替納入義務者」という。)は、口座振替による納付に変更が生じた場合には、第1項により速やかに手続きを行なうものとする。

(振替手続)

第8条 市長は、授業料の口座振替に必要な事項を記録したデータ(以下「口座振替用データ」という。)を授業料の納入期限(千葉市立学校授業料等徴収条例(昭和34年千葉市条例第23号)第3条第1項及び第2項に定める納期限をいう。以下同じ。)の4営業日前の15時までに市長が指定する店舗(以下「指定取扱店」という。)へ伝送するものとする。

2 前項により伝送を受けた口座振替用データに瑕疵があった場合は、指定取扱店は速やかに市長へ伝送し、市長は伝送された当該口座振替用データの内容を修正して指定取扱店に再伝送するものとする。

(振替日)

第9条 口座振替日は、授業料の納入期限と同日とする。

(振替不能者分の取扱い)

第10条 取扱金融機関は、振替日において口座振替納入義務者の預貯金不足等の事由により、振替不能の者があるときは、口座振替用データにその理由を記録し振替日から4営業日以内に当該口座振替用データを市長に伝送するものとする。

2 前項により振替不能な当該月分の授業料については再振替はしないものとする。

3 学校長は、第1項により振替不能な者があるときは口座振替不能通知書(様式第2号)により口座振替納入義務者に通知するものとする。

(領収書の省略)

第11条 口座振替納入義務者に対する領収書の発行は、預貯金通帳に記載される印字をもってこれに代える。

ただし、口座振替納入義務者から請求があったときは、千葉市立高等学校等授業料領収済証明書（様式第3号）を発行するものとする。

（口座振替及び自動払込取扱手数料）

第12条 市長は、データ伝送による口座振替を行なう場合、口座振替取扱手数料・自動払込取扱手数料（以下「取扱手数料」という。）を取扱金融機関に支払うものとする。

2 取扱金融機関は、4月から9月までの分については9月25日までに、10月から翌年3月までの分については3月25日までに取扱手数料を取りまとめ、千葉市立高等学校等授業料口座振替取扱手数料請求書（様式第4号）により、指定金融機関に請求するものとする。

3 指定金融機関は、前号の請求があったときは、これを取りまとめ千葉市立高等学校等口座振替取扱手数料請求書により、市長へ請求するものとする。

4 市長は、前号の請求があったときは、内容を審査したうえ、速やかに指定金融機関に取扱手数料を支払うものとする。

5 指定金融機関は、前号の取扱手数料を受領したときは、速やかに取扱金融機関に支払うものとする。

6 収納代理金融機関は、振替月分の取扱手数料を取りまとめ、収納代理金融機関の指定する様式により振替月の月末までに市長へ請求するものとする。

（補 則）

第13条 この要綱に関し、必要な事務処理については別に定める

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

2 なお、この改正の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、これを使用することができる。